



「滋賀：病気の子どもたちの支援ネットワーク」会則



第1条（名称） この会の名称は「滋賀：病気の子どもたちの支援ネットワーク」とする。

第2条（事務所） この会を次の所在地に置く。

〒524-0022 滋賀県守山市守山1丁目12-12

西藤小児科子どもの呼吸器アレルギークリニック内

FAX 077-582-8210 E-Mail: kodomo@smile.nifty.jp

第3条（目的） この会は病気療養児の豊かな成長発達を願い、そのために必要な医療、教育、福祉等を保障することを目的とし、子どもたちとその家族を支援するためのネットワーク作りをすすめる。

第4条（活動） 前条の目的の達成のために次の事業を行う。

1. 子どもたちを支援するためのネットワーク作り
2. 相談・支援活動
3. 情報発信活動
4. ニーズを知るための活動
5. 楽しみと体験のための活動
6. ボランティアの育成とコーディネート
7. その他、目的達成のための諸活動

第5条（会員資格） この会の目的に賛同し、活動に積極的に協力する人であれば会員になることができる。また、団体加盟もできる。

第6条（組織） この会は、総会と事務局で民主的に運営する。

総会は年1回以上開き、活動方針、及び会則の決定または変更、役員選出、その他必要な事項を決定する。事務局会議は随時開き事業方針の具体化を図る。

第7条（役員） 本会には、下記の役員を置く。

代表（1名）、副代表（若干名）、事務局長（1名）、事務局次長（若干名）、
事務教員（5名以上）、会計（1名）、会計監査（2名）

第8条（役員選出） 役員は、総会において選出し、承認を得るものとする。役員の任期は1年とする。但し、再選されることはある。

第9条（財政） この会の財政は、団体会費（1口5,000円／年）、個人年会費（1口2,000円／年）、賛助会費（1口5,000円／年）と寄付金でまかなう。



会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条（会則の変更及び解散） 本会則は総会において、総会参加者の過半数以上の同意があれば、これを変更することができる。

本会は総正会員の3分の2以上の同意があれば、解散することができる。

第11条（設立年月日） 本会の設立年月日は2005年5月29日とする。

付則

1. 本会則は、2005年5月29日より施行する。
2. 20018年6月3日 改正

